



次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及びかほく市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第93号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所  
白山市女原子2から4まで、6の甲、7(次の図に示す部分に限る。)、8の1の3、ツ20、21
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林予定森林の所在場所  
白山市木滑新へ1の2、1の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林予定森林の所在場所  
白山市尾添イ30の3
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

### 石川県告示第94号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 寺家加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

珠洲市三崎町寺家ケ部60番地甲 吉田 成一

珠洲市三崎町寺家マ部42番地 干場 正行

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（三崎町寺家、三崎町栗津及び三崎町森腰の区域に限る。）

(3) 区分

小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成28年2月4日

### 石川県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成28年3月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
芝原石引町線	金沢市田上町ラ171番地先から 金沢市田上町ラ22番4地先まで	旧	10.90～30.67	191.7	県央土木総合事務所 維持管理課
		新	10.90～41.35	191.7	
清水小坂線	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	金沢市若松町マ85番3地先から 金沢市中山町ト1番地先まで		16.07～26.94	40.0	

### 石川県告示第96号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成28年3月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
芝原石引町線	金沢市田上町ラ22番1地先から 金沢市田上町ラ22番4地先まで	平成28年3月4日	県央土木 総合事務所 維持管理課

### 石川県告示第97号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	金沢都市計画道路事業3・3・4号北安江出雲線	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 なし	平成21年7月7日から 平成32年3月31日まで

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) アクロスプラザ金沢  
金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内7街区
- 届出の内容及び届出の公告の日  
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
公告日 平成27年10月20日
- 市町の意見の概要  
市町名 金沢市  
意見の概要  
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 意見の縦覧期間  
平成28年3月4日から同年4月4日まで

### 土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

野々市市西部中央土地区画整理組合  
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
東 正 俊	野々市市蓮花寺町183番地	平成28年2月23日
中 村 昭 一	野々市市田尻町32番地	〃
清 水 勇	野々市市堀内二丁目138番地	〃
辰 巳 善 幸	野々市市蓮花寺町187番地	〃
柳 田 正 久	野々市市田尻町35番地	〃
中 野 隆 信	野々市市蓮花寺町151番地3	〃
宮 岸 久 司	野々市市蓮花寺町109番地	〃
東 寿 博	野々市市蓮花寺町105番地	〃
竹 澤 富 夫	野々市市蓮花寺町146番地	〃

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字横浜に23番3、24番2、25番15、農道の無籍地の一部及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 43.86m	河北郡津幡町字中須加平成台23番地 金内 喜久雄	平成28年2月17日

## 開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字中橋イ20番2、20番5から20番16まで	道路 河北郡津幡町字中橋イ20番2	河北郡津幡町字杉瀬ニ107番地1 株式会社石川建設

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成28年3月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借上件名及び数量  
電子計算機システム借上 一式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借上期間  
平成28年6月1日から平成33年5月31日まで
- (4) 設置場所  
石川県教育センター 金沢市高尾町ウ31番地1

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (6) 契約の条件

ア この入札に係る契約の締結の日の属する年度の県の一般会計予算が議決されなかった場合には、この調達手続の停止、中止その他の必要な措置をとることができる。

イ この入札に係る契約は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年石川県条例第46号）第1号の規定による契約であり、県は、(3)の借上期間中において、この入札に係る契約の締結の日の属する年度の翌年度以降に、この入札に係る契約の県の歳出予算の額が減額又は削減をされた場合には、この入札に係る契約を解除することができる。

ウ ア及びイの場合において、県は、契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成27年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に掲げる事項について証明する書類を平成28年3月11日（金）までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に記載する例示品以外で入札に参加する場合は、当該借上物品が例示品と同等であること。

(2) 当該借上物品を確実に納入できること。

## 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒921-8153 金沢市高尾町ウ31番地1

石川県教育センター庶務課 電話番号 076-298-3515

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成28年3月28日（月）11時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成28年3月28日（月）14時 石川県教育センター 第102研修室

## 5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 公 安 委 員 会

### 放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月4日

石川県金沢中警察署長

警視正 毛 利 哲 朗

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社アイビックス北陸

(2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田5丁目2番3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

石川県金沢中警察署の管轄区域

(2) 期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成28年3月4日

石川県金沢東警察署長

警視 池 田 博 昭

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社アイビックス北陸

(2) 主たる事務所の所在地

金沢市新神田5丁目2番3

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

石川県金沢東警察署の管轄区域

(2) 期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで